

Q1 「偽装ラブホテル」とは、実質的にはラブホテルとして利用される施設であるにもかかわらず、リゾートホテルやビジネスホテルなどと申請し、営業許可を取得しているホテルのことです。「偽装ラブホテル」問題を知っていますか？

③のよく知っているに○。

【コメント】警視庁の調査では、「偽装ラブホテル」は3593店にのぼります。これは、風営法にもとづき届けをした「ラブホテル」3963店とほぼ同数です。府県によっては、「偽装ラブホテル」が風営法上の「ラブホテル」の数倍もある場合もあります。日本共産党は、国会や地方議会でもこの問題をとりあげるとともに、住民のみなさんとごいっしょに、やめさせるために力をつくしてきました。

Q2 上記の通り実質的にはラブホテルとして利用される施設であっても、リゾートホテルやビジネスホテルだと申請すれば住宅街や学校のそばで営業されていますが、それについてどう思いますか？

③の問題があるに○。

【コメント】「偽装ラブホテル」は、本来なら立地規制をはじめとした風営法の対象となる施設であるにもかかわらず、「ホテル」・「旅館」などと偽って建築・営業許可をえているもので、旅館業法違反といわざるを得ません。事実上「ラブホテル」として営業されることになっているのに、建設や営業を許してきている行政と警察の責任が問われます。

Q3 日本各地で住宅街のそばに偽装ラブホテルが計画されるたびに住民の反対運動が起こっています。住宅街のそばに偽装ラブホテルがあることをどう思いますか？

③の問題があるに○。

【コメント】住宅地や学校教育環境を悪化させるもとになります。また、売春防止法や「児童買春・児童ポルノに係る行為等に関する法律」に違反して、携帯電話などを活用する「闇性風俗」の温床となりうるものであり、厳しい規制が必要です。

Q4 昨年、大阪市西区の本田（ほんでん）小学校の目の前に偽装ラブホテルが建ち営業開始しました。幼稚園や小学校、中学校のそばに偽装ラブホテルがあることをどう思いますか？

③の問題があるに○。

【コメント】当然、あってはならないことです。この問題を国会でとりあげた日本共産党の議員の質問（2008年4月2日 衆院内閣委員会）に、「政府を挙げてそうしたものをおいこんでいかなければならない」と増田寛也総務大臣（当時）がのべ、“学校の前にラブホテルをつくるというけしからんことは、政府をあげてやめさせる”と決意表明しました。こうした大臣答弁も活用して、徹底的に追及していく必要があります。

Q5 現在の風営法上のラブホテルの要件は、①回転ベッド②大きな鏡③大人のおもちゃを売る自動販売機が客室内にすべてあることです。この要件についてどう思いますか？

③の要件があますぎるに○。

【コメント】上記の要件は「設備」に関するものです。これ自体、実情にあわなくなっ

いると考えます。

Q 6 警察庁でQ 5のラブホテルの要件が見直しされようとしています（21年6月改定案が出る予定）。具体的にどんな項目を追加すれば偽装ラブホテル問題が改善すると思いますか？

「設備」要件のほかにも、車庫をはじめ「構造」の要件などもふくめて検討する必要があります。さらに、「設備」「構造」の要件だけではなく、「外観」や「利用実態」から判断できる要件を設ける必要があると考えます。

Q 7 風営法でラブホテルの定義をすることは、業者側の立場で言うと、逆にその要件をみたさなければラブホテルにならないこととなります。つまり偽装ラブホテルを建てることは、法律では止めることができません。住宅街、学校のそばに偽装ラブホテルが建たないようにするためには、一般のホテルを含めた立地規制が必要です。そのことについてどう思いますか？

②のどちらでもないに○。

【コメント】 「ホテル」「旅館」と「ラブホテル」「偽装ラブホテル」は明確に区別する必要があります。つくば市などのように、まずホテルの判定基準を構造、設備、形態、意匠などにより定め、その基準をすべて満たさない場合はラブホテルとしてみて規制をかける、しかも建築主は、都市計画法の許可や建築確認申請の前から、市にたいして「ホテル等建築確認申請」をおこなう必要があるなど、条例によって「ラブホテル」建設をやめさせた例もあります。なお、旅館業法は、一般の「ホテル」「旅館」であっても、学校などから100m以内にある場合、「公衆衛生上」「善良の風俗の保持上」から、都道府県知事が許可しない場合や「必要な条件」を追加することを認めています。

Q 8 当会は、ラブホテルの存在自体にはんたいしているわけではありません。

学校周辺・通学路な子ども達がめにつく場所、住宅地周辺など地域環境が悪化するような場所での偽装ラブホテルを建設・営業することに反対しているのです。そのことについてどう思われますか？

③の賛同できるに○。

【コメント】 住民の安全を守り、子どもたちの健やかな成長をつちかう上で、非常に大事な活動をされていると思います。

Q 9 ビジネスホテルがラブホテル化する原因として、風営法上のラブホテルの定義が古いこと以外に、旅館の営業許可を受けた後、宿泊者名簿が備え付けられていない・室内に自動清算機があるなど旅館業法違反についての指導がされていない・罰則が緩いことも考えられます。偽装ラブホテルをなくすために、旅館業法について改正は必要だと考えられますか？

③の問題があるに○。

【コメント】 現行の旅館業法の改定が必要だと考えます。旅館業法の「構造設備の基準」を満たした「ホテル」が「ラブホテル」として営業されている例が少なからずあります。

さらに、旅館業法では、「構造設備」の基準を満たしていることの他にも、宿泊者名簿の義務づけ（第6条）や宿泊者を拒めない（第5条）などの許可条件があるにもかかわらず、「宿泊者名簿がない」、「18歳未満お断りの看板がある」などを黙認する行政や警察の対応は問題です。実効ある行政指導ができるように、旅館業法を改定もふくめて検討すべきです。

Q10 当会に質問やご意見、コメントなどをお願いします。

みなさんと力をあわせて、私たちも偽装ラブホテルをなくすために奮闘します。法律の隙間をついた問題ですので、Q4でふれた大臣答弁や各地の経験・教訓、条令の制定などにより、規制を強化することが大切だと考えます。

以上